

令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

金山町長 佐藤英司

金山町告示第 号

令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 町長は、地域の特性を生かした事業活動を行い、就業機会を提供するなどして、地域経済の安定、住民生活の向上及び交流の促進に寄与する役割を担う小規模事業者の活力の発揮を支援し、地域経済の活性化及び町民生活の向上を推進するため、町内において創業し、又は事業の持続的発展を図る事業に対して、金山町補助金等の適正化に関する規則（昭和48年金山町規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において事業者に対し金山町小規模事業者支援事業補助金（以下「町補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、小規模事業者とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 製造業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもので常時使用する従業員の数が20人以下の事業者
- (2) 商業又はサービス業（娯楽業以外）に属する事業を主たる事業として営む者で常時使用する従業員の数が5人以下の事業者

2 この要綱において、創業とは、町内において発展性が見込まれる事業を新たに始めることをいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることのできる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 個人の場合は、町内に住所及び事業所を有する者
- (2) 法人の場合は、その代表者の住所及び登記簿上の本店所在地を町内に有し、通年で事業を営んでいる者

(補助金の交付の対象事業及び補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象事業は、別表のとおりとする。

2 別表に定める方法により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる

ものとする。

3 この補助金の事業期間は、交付決定通知日から令和9年2月28日までとし、補助金の交付回数は、1事業者あたり1回とする。

(交付申請)

第5条 規則第6条に規定する補助金交付申請書は、補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書に事業計画書(様式第2号)及び次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 創業支援事業を除き、申請者が個人である場合には個人事業の開業報告書(様式第3号)又は同様の内容が確認できる書類、法人である場合には登記事項証明書
- (2) 申請者資格等が適正である誓約及び確認同意書(様式第4号)
- (3) 事業所の改修等にあつては、計画、図面、見積書、改修等前の事業所内及び周辺の写真
- (4) 創業支援事業の場合は、創業計画書(様式第5号)
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定等)

第6条 規則第7条に規定する補助金交付決定通知書は、補助金交付決定通知書(様式第6号)によるものとし、町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、この要綱の目的に適合すると認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容を変更又は取り下げしようとするときは変更承認申請書(様式第7号)を速やかに町長に提出し

なければならない。ただし、規則第8条に規定する軽微な変更は、事業費の3割を超えない減額とする。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査し、変更を承認したときは、補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する事業等実績報告書は、補助金実績報告書（様式第9号）によるものとし、補助対象者は、事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月8日のいずれか早い日までに補助金実績報告書に事業実績書（様式第2号）及び次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し

(2) 事業の実施状況を確認できる写真

(3) 創業支援事業の場合は、個人にあつては個人事業の開業届出書の写し、法人にあつては登記事項証明書

(4) 振込口座の通帳の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第10号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて店舗・事務所等の完成検査を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認められるときは、補助事業者に対しその交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

1 創業支援事業

事業内容	町内において1年以上継続して営業する事業所を創業するための事業
補助対象者	町内で創業を予定し、申請年度内に主たる事業所を開設する個人又は法人、又は創業後1年未満に申請するものを対象とする。
補助対象経費	<p>(1) 店舗の建築費又は改装工事費 ただし、土地の取得は対象外とする。</p> <p>(2) 創業に係る備品購入費 中古品も可とする。ただし、専用性のあるものに限る。</p> <p>(3) 広告宣伝費</p> <p>(4) その他創業に要する経費</p>
補助金額等	補助対象経費の3分の2以内とし、40万円を上限とする。

2 持続化支援事業

事業内容	町内において商工業機能の維持・向上、販路開拓等を行う事業
補助対象者	申請日以前に1年以上継続して同一事業を営んでいる個人又は法人を対象とする。
補助対象経費	<p>(1) 改装工事費、備品購入費 中古品も可とする。 1件10万円以上のものとし、専用性のあるものに限る。ただし、規模、能力について不必要と思われるもの、過大な費用と認められるものについては対象外とする。土地の取得は対象外とする。</p> <p>(2) 届出、許可等に必要経費 ただし、製造、販売、営業するうえで、必要と認められるものとする。</p> <p>(3) 広告宣伝費、ホームページ作成費 ただし、事業遂行に必要なPRのために行うチラシ・ポスター・カタログ看板等の作製、新聞広告、ホームページ掲載、TV放映及びラジオ等の放送料などとし、広告宣伝のための出演料や著作権料等、カレンダーや手帳などの作成費用、試供品、見本品に係る費用などは対象外とする。</p> <p>(4) その他事業推進に要する経費</p>
補助金額等	補助対象経費の3分の2以内とし、40万円を上限とする。

3 キャッシュレス化推進事業

事業内容	町内において、消費者の利便性向上と事業者の生産性向上を目指すための事業
補助対象者	町内で主たる事業所を開設している個人又は法人を対象とする。もしくは、申請年度内に町内で主たる事務所を開設する個人又は法人を対象とする。
補助対象経費	(1) キャッシュレス化に係る備品購入費 (2) ソフトウェア購入費 (3) その他キャッシュレス化に要する経費
補助金額等	補助対象経費の10分の10以内とし、10万円を上限とする。

金山町長

殿

申請者 住所
氏名又は名称
代表者氏名
連絡先

令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付申請書

標記補助金の交付を受けたいので、令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添付して、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称 創業支援事業・持続化支援事業・キャッシュレス化推進事業
- 2 補助事業の目的及び内容
令和8年度金山町小規模事業者支援事業事業計画書のとおり
- 3 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
※事業開始は交付決定通知日以後とし、令和9年2月28日までに完了すること。
- 4 補助対象経費
令和8年度金山町小規模事業者支援事業事業計画書のとおり
- 5 補助金交付申請額
令和8年度金山町小規模事業者支援事業事業計画書のとおり
- 6 添付書類
 - (1) 令和8年度金山町小規模事業者支援事業事業計画書（様式第2号）
 - (2) 創業支援事業を除き、申請者が個人である場合には令和8年度金山町小規模事業者支援事業個人事業の開業報告書（様式第3号）又は同様の内容が確認できる書類、法人である場合には登記事項証明書。
 - (3) 申請者資格等が適正である誓約及び調査同意書（様式第4号）
 - (4) 事業所の改修等にあつては、図面、見積書、改修等前の事業所内及び周辺の写真
 - (5) 創業支援事業の場合は、令和8年度金山町小規模事業者支援事業創業計画書（様式第5号）
 - (6) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第5条、第8条関係）

令和8年度金山町小規模事業者支援事業事業計画（実績）書

事業の形態	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人			
事業名称	事業所名 代表者氏名			
事業所在地 連絡先	金山町大字 電話： FAX： E-mail：			
業種		従業員数	人（内パート 人）	
事業設立(予定)日	年 月 日			
連絡担当者職・氏名				
補助事業の名称	創業支援事業・持続化支援事業・キャッシュレス化推進事業			
補助事業の目的				
補助事業の内容（成果）				
補助事業期間	着手日 完了日（予定）			
補助対象経費 <small>※キャッシュレス化推進事業分は他と区別して記載すること</small>	キャッシュレス化に係る費用に○を記入	経費区分	経費内訳	補助対象経費（円） （税込・税抜）
(1) 補助対象経費計（キャッシュレス化推進事業除く）				
(2) 補助対象経費計（キャッシュレス化推進事業分）				
(3) 補助金交付申請額 (1) × 2/3以内・上限40万円以内				
(4) 補助金交付申請額 (2) × 10/10以内・上限10万円以内				
(5) 補助金交付申請額合計 (3) + (4) (千円未満切り捨て)				

様式第3号（第5条関係）

令和8年度金山町小規模事業者支援事業個人事業の開業報告書

居住地	金山町大字	電話番号	
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)
ふりがな 事業名称			
事業所在地 連絡先	金山町大字	電話：	FAX： E-mail：
開業日	年 月 日		
業種			
従業員数	人（専従者 人、パート・アルバイト 人）		
事業の概要			

様式第4号（第5条関係）

申請者資格等が適正である誓約及び確認同意書

下記補助金の交付申請にあたり、申請者（個人・法人及び団体）の資格等が適格であり、金山町において、住民記録、町税納税状況について確認を行うことに同意します。本申請関係人にあつては私の責任において、本申請を行うこと、必要な確認を受けることについては説明し、了解を得ています。

記

交付申請する補助金名　：　令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金

年　　月　　日

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者

(署名又は記名押印)

様式第5号（第5条関係）

令和8年度金山町小規模事業者支援事業創業計画書

居住地	金山町	電話番号	
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日 (満 歳)
開業予定日	年 月 日		
事業形態	個人 ・ 法人		
ふりがな 事業名称（商号）			
事業所在地 連絡先	金山町大字 電話： FAX： E-mail：		
予定従業員数	人（専従者 人、パート・アルバイト 人）		
資格等			

誓約書

私は、金山町内において創業し、1年以上同一事業を展開することを誓約します。

署名（又は記名押印）

様

金山町長

令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました標記補助金については、金山町補助金等の適正化に関する規則(昭和48年金山町規則第1号)及び令和7年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり条件を付して交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助事業の名称 創業支援事業・持続化支援事業・キャッシュレス化推進事業

2 補助金の額 金 円

3 補助金の額の確定は次によるものとする。

補助金の額の確定は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の3分の2又は上記2記載の「補助金の額」（補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更にかかる通知を受けたときは、変更に係る通知を受けた額）のいずれか低い額とする。

金山町長

殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者氏名
連絡先

令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のありました標記補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付要綱第7条の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 補助事業の名称 創業支援事業・持続化支援事業・キャッシュレス化推進事業
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更事業計画書（別紙）

注 3の別紙は、事業計画書（様式第2号）に準じて作成し、変更前の計画と変更後の計画が比較できるよう二段に記入し、変更後の計画を下段に朱書すること。

様

金山町長

令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した標記補助金については、金山町補助金等の適正化に関する規則(昭和48年金山町規則第1号)及び令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり変更交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 創業支援事業・持続化支援事業・キャッシュレス化推進事業
- 2 変更の理由
- 3 変更補助金交付額 金 円

金山町長

殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者氏名
連絡先

令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のありました標記補助金について、令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付要綱第8条第1項（及び同条第2項）の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

記

- 1 補助事業の名称 創業支援事業・持続化支援事業・キャッシュレス化推進事業
- 2 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 補助事業の成果及び経費の状況
令和8年度金山町小規模事業者支援事業事業実績書のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 令和8年度金山町小規模事業者支援事業事業実績書（様式第2号）
 - (2) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
 - (3) 事業の実施状況を確認できる写真
 - (4) 創業支援事業の場合は、個人にあっては個人事業の開業届出書の写し、法人にあっては登記事項証明書
 - (5) 振込口座の通帳の写し
 - (6) その他町長が必要と認める書類

金山町長

殿

補助事業者 住所
氏名又は名称
代表者名
連絡先

令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で交付決定のありました標記補助金について、令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金額 | 金 | 円 |
| | （年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳、参考となる資料を添付すること。

様式第11号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

金山町長

令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した標記補助金については、年 月 日付けで提出のありました令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金実績報告書に基づき、金山町補助金等の適正化に関する規則(昭和48年金山町規則第1号)及び令和8年度金山町小規模事業者支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、補助金の額を下記のとおり確定します。

記

- 1 補助事業の名称 創業支援事業・持続化支援事業・キャッシュレス化推進事業
- 2 補助金の確定額 金 円